



NO. 242

2013. 8. 15

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会  
大阪市天王寺区東高津町 12-10  
大阪市立社会福祉センターB1F  
発行責任者 笹野井 庸夫  
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623  
<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>

**成年被後見人の選挙権回復にかかる  
裁判の経過と課題について**

**福島育成園 管理者 藤原 勇治**

今回の成年被後見人の選挙権回復にかかる裁判については、各地域の育成会と連携する中で、大阪市育成会としても裁判の傍聴等への協力をしてきました。

京都地裁にて裁判が行われた田中康夫さんのケースでは、訴訟に至るまでの経過は次のとおりです。もともと、田中さんは、それまで、ご自身の意思による、選挙での投票権の行使を続けてこられていました。平成6年に財産管理を心配した父親の申し立てにより、民法の旧制度による禁治産宣告を受けることになりました。そしてその結果、選挙権を失い、選挙での投票ができなくなりました。その後、平成12年に現行の成年後見制度が始まりますが、成年後見制度においても、成年被後見人については、選挙権が無い状態が続きました。ご本人は、以前から選挙に参加し、投票行動をととても楽しみにされていたため、選挙権の回復を求めて、平成23年に提訴されることとなります。他の地域でもこの経過と似た状況が起きていました。そして同様の裁判が札幌・東京・さいたまでも行われました。

成年被後見人の選挙権の回復については、もともと専門家の間でも、制度の矛盾点が指摘され、見直しが必要との議論がありました。今年3月14日に東京地裁で違憲判決が出され、違憲判決が出された際には、国側は選挙権の回復の必要性は認めましたが、違憲とまでは言えないとの趣旨で控訴していました。その後、国会では公職選挙法の改正の議論が進められ、5月27日には、成年被後見人の排除規定を削除する公選法改正法案が可決成立し、6月30日が施行日となりました。そして、成年被後見人についても、直近の7月21日にありました参議院選挙からの投票が可能になりました。この公選法の改正を受け、選挙権が回復したことにより、7月17日以降、全国4箇所での同

内容のすべての訴訟について和解が成立しました。

成年被後見人の選挙権が回復するきっかけになった東京地裁の判決の要旨では、①選挙権は国民固有の権利であり、民主主義の根幹を成すもので、これを制限するためには、「やむをえない事由」がなければならない。②成年後見制度では、成年被後見人を判断能力を欠く者とは位置づけていない。③後見開始の審判は財産を処分・管理する能力の有無について判断しており、選挙権を行使する能力とは明らかに違っている。④成年後見制度は、自己決定の尊重、残存能力の活用及び、ノーマライゼーションという新しい理念に基づいて制度化されたものであるから、選挙権の制限についても、制度趣旨に則って考えるべきであり、それが国際的潮流でもある。と指摘されました。

こうして、成年被後見人の選挙権は回復しました。しかし、そのために、今後検討すべき課題が数多く出てきました。そのひとつが、回復した選挙権を行使するための支援です。選挙制度や選挙権の理解を進める支援、その中には、選挙に参加することに対する意思決定についても支援が必要でしょう。また、投票権の行使を支援するさまざまな方法の検討、候補者の主張を分かりやすく伝えること、実際の投票場面での支援など、現状の選挙制度では、対応が十分にできないことがたくさんあります。また、不正な選挙に対する対策も必要と考えられます。

4件の裁判では、もともと投票権を行使していた人たちから、成年後見制度の申し立てにより、一律に選挙権をなくしてしまったことに対して提訴され、選挙権が回復して投票ができるようになったということでした。それ自体は、ごく当然の権利回復がなされたということですが、併せて、今回の裁判の和解で、今まで、直接投票権を行使してこなかった成年被後見人についても、その権利が発生したことになります。その今、生活を支え、権利を擁護する役割を担っているご家族や支援者が、どのようにご本人の権利を捉えて支援するのか、選挙に限らず、人の持つ権利をどう擁